

門真市第5次総合計画
平成31年度実施計画
策定方針



1. はじめに

国全体の人口減少が進み、少子高齢化により人口構造が大きく変化する中での急激な人口減少は、需要の変化による歳出の増加、税収や地方交付税等の歳入の減少を伴い、本市の行財政運営にも多大な影響を及ぼしており、現在、2025年問題対策検討委員会においても、今後の対応について議論を進めているところです。

また、大阪府では、「府内市町村の課題・将来見通しに関する研究」の報告書が出され、国では、自治体戦略2040構想研究会の第二次報告が出されるなど、今後の人口減少社会における自治体のあるべき姿や課題についての提言が出されました。

このような本市が置かれている現状や課題、また今後のトレンドを職員全員がしっかりと把握・共有することが重要です。

5月に策定した「門真市行財政改善基本方針」では、基本的な考え方として、課題を着実に解消し、持続可能な行財政運営の実現に向けて、『「成長」と「健全化」が両立しうる財政基盤の構築』と『時代の変化と多様なニーズに対応しうる組織文化の確立』をめざし、全ての事務事業を対象に見直しながら、門真市第6次総合計画策定を見据えた事業の再構築に向けての取組を進めるとしています。

これらのことから、既存の価値観や慣例にとらわれず、業務体制や既存事業の実施方法等を改めて見直しながら、時代の変化に合わせた将来を展望できる施策を、メリハリをつけて大胆に展開し、快適に暮らせるまちとして選んでいただけるよう、住民サービスの拡充を図っていく必要があります。

平成31年度実施計画は、第5次総合計画（平成22年度～平成31年度）に掲げる「人・まち“元気”体感都市 門真」の実現に向けた最終年度として、着実に施策を推進することを目的とするものではありますが、本市が直面する急激な人口減少を抑制し、新たな課題にも対応することをめざして、計画の策定を進めることとします。

2. 計画策定の趣旨・計画期間

« 1. 実施計画の策定趣旨 »

実施計画は、本市のまちづくりの最上位計画である「門真市第5次総合計画」に示す将来都市像「人・まち“元気”体感都市 門真」の実現に向け、市が実施する事業について、財源の裏付けをもち、事業実施の指針とする計画として公表するものです。

本計画により、第5次総合計画の6つの基本目標とその達成に向けた59の基本施策に分類し、施策体系ごとの実施事業を把握するとともに、行政評価や予算編成とリンクさせることで、PDCAサイクルに則った効果的・効率的な事業展開を図ります。

« 2. 位置付け »

本年度は、第5次総合計画の最終年度となることから、第5次総合計画に掲げた施策の総仕上げに着実に取り組む計画とします。

また、引き続き、『門真市まち・ひと・しごと創生総合戦略』に掲げる目標の実現に向けた施策・事業の具体化を図ります。

3. 計画策定の視点

平成29年度決算見込み

特定目的基金投入
財政調整基金投入による黒字維持
経常収支比率H28 103.1
⇒H29 101.7
(財政硬直化が継続)

急速な人口減少・偏った年齢構成

地域活力の低下・ニーズの変化
定住促進の必要性
税収の減少
交付税等歳入の減少

歳出増加
歳入減少

厳しい財政状況！！

厳しい人口減少！！

大きく影響

両面から緊急的な対応

- 事業の再構築（事業担当課）
・課題の再認識
・効果的な事業の再構築
・2025年問題への対応

- 事業全体の整理（企画課）
・既存事業の精査
・事業の再構築
・行財政改善アクションプランの推進

- 事業に係る予算の精査（財政課）
・財政状況説明会の開催
・全会計を俯瞰した財政調整（上下水道・国保）
・財政調整基金繰入に頼らない予算編成の実現

急速な人口減少を抑え、課題解決を行い、将来を展望できる実施計画の策定へ！！

選んでもらえるまちへ

【急速な人口減少を抑制】【定住の促進】【バランスの取れた年齢構成を実現】

居住魅力の実感、イメージの向上、誇りと愛着の醸成

地域に根差した子育て・教育施策の充実

まちづくりの推進による快適な住まい環境の整備

産業の振興と身近で働ける場の創出

1. 急激な人口減少の抑制、選んでもらえるまちへ

人口減少社会においても一定の人口を維持するとともに、バランスのとれた年齢構成を実現するための事業展開が不可欠です。このため、地域に根差した子育て・教育施策の充実、まちづくりの推進による快適な住まい環境の整備、産業の振興と身近で働く場の創出を進めることにより、定住都市としての魅力を高める計画とします。

さらに、積極的な情報発信などによるイメージの向上を図り、転出を抑制するとともに、若い世代・子育て世帯を呼び込むなど、定住の促進を意識します。

2. 事業の再構築

既存事業については、既存の価値観や慣例にとらわれず、社会情勢や市民ニーズの変化等を踏まえ、改めて事業の有効性や必要性を検討するなどの見直しを行います。

既存事業の見直しにおいては、本年度が第5次総合計画の最終年度であることを意識し、計画的に行うこととします。

また、スクラップアンドビルトを一層意識し、新規事業の立案については、基本施策ごとに優先順位を意識するとともに、既存事業の見直しと合わせて行うこととします。

3. 財源の確保

国や府の補助制度の動向を注視するとともに、新たな財源確保に努めることとします。

特に、門真市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付ける施策については、地方創生に係る交付金の積極的な活用を検討します。

4. 事業提案について

新規事業や既存事業の拡充・手法変更などについては、事業提案書を作成してください。（従来の事業計画にあたります。）事業提案書を作成する際は、既存事業の見直し内容も合わせて作成してください。

事業提案書をもとに個別ヒアリングを行い、提案を受けた事業内容が予算検討すべきものかどうかを判断するものです。

予算検討となった事業については、経常事業とともに予算査定を経て、市が実施する事業として施策体系に分類し、実施計画として取りまとめます。

5. 事業提案の採択の考え方

« 1. 基本的な考え方 »

次のような事業については、積極的に採択を検討します。ただし、他の既存事業との優先順位、全体の事業費等を考慮し総合的に判断することとします。

- ① 本市の抱える課題を積極的に解決する事業
- ② 急激な人口減少の抑制に資する事業
- ③ まち・ひと・しごと創生総合戦略を具現化する事業
- ④ 国や府の補助制度等を積極的に活用する事業

« 2. 既存事業の採択の考え方 »

既存事業については、実施効果の把握に努め、必要性・目的を再確認しつつ、他の事業との整理統合も含め見直しを図るとともに、ニーズの変化を十分に踏まえたものとなるよう、コスト縮減・実施方法の変更などにより、市民にとっての満足度を高めることができる（効果を高める）ものとなるよう精査を行います。

《3. 新規事業の採択の考え方》

- ① 新規事業については、柔軟な発想のもとで様々な観点から検討し、積極的な事業の提案を求めます。なお、提案にあたっては、既存事業の精査、見直しをあわせて行ってください。
- ② 前ページの《1. 基本的な考え方》を踏まえた事業を重点的に採択することとします。
特に、人口減少社会に対応した事業として、地方創生に係る交付金の活用を前提に、地域再生計画を策定する事業については、優先的に採択することとします。
- ③ 上記②以外であっても、社会経済情勢及び制度改革等により早急に実施しなければならない事業についても「3. 計画策定の視点」を踏まえて、作成してください。
- ④ 新規事業の査定に際しては、既存事業の見直し状況や事業間の優先順位等の検討を行いますので、新規事業の作成にあたっては、関連する事業との整合性についても、十分な検討を行ってください。

《4. 事業提案の採否と予算編成の考え方》

- ① 提案を受けた事業については、事業の必要性、既存事業の見直しの状況を踏まえ、予算検討を行うべきかどうかの判断を行います。
- ② 予算検討事業に対する予算の配分は、要求のあった事業（経常を含む）の優先順位等を考慮し、予算査定の中で総合的に判断します。
- ③ 予算査定を経て財源の裏付けを持ち、市が実施する事業として確定したものが、実施計画に掲載する内容となります。

6. 策定スケジュール

実施計画策定のスケジュールは下記のとおりです。

実施計画策定スケジュール			
日程		企画課（事業提案）	財政課（予算）
9月	28日(金)	事業提案書の提出締切	
10月	2日(火) ↓ 16日(金)	各課ヒアリング	経常的経費ヒアリング (10月下旬ごろ開始予定) ※各予算要求書の提出期限等は別途通知
11月	19日(月)	第1回企画財政部長内示	
	20日(火) ↓ 27日(火)	復活要求 企画財政部長査定	
	30日(金)	第2回企画財政部長内示	
12月	3日(月) ↓ 28日(木)	復活要求	政策的経費ヒアリング
1月	7日(月)		
	8日(火) ↓ 16日(水)		
	17日(木)		
	18日(金) ↓ 24日(木)	復活要求 市長査定	
	25日(金)	市長内示	
3月	下旬	実施計画策定・公表	

1月7日予定の財政課長内示においては、経常的経費+政策的経費（企画財政部長内示において予算検討とされた事業）を対象とし、財源確保の見通しを立てた内示とします。

なお、計画策定過程の「見える化」を図るため、事業担当部局からの事業提案から実施計画へと確定する過程を隨時公表します。

【参考】実施計画の「見える化」を図る公表

- 1) 事業担当部局からの事業提案、予算要求内容の公表（平成30年12月下旬）
各担当部局から事業提案・予算要求を受けた事業の内容について公表します。
- 2) 企画財政部長内示の公表（平成31年1月下旬）
1) で公表された各事業における企画財政部長査定結果を公表します。
- 3) 市長内示の公表（平成31年2月上旬）
1) 及び2) で公表された各事業における市長査定結果を公表します。
- 4) 実施計画策定・公表（平成31年3月下旬）
1) ~3) で決定された各事業における実施計画を策定し、公表します。

※ 事業担当部局からの要求段階から公表するため、各部局においては十分に内容を精査して事業提案・予算要求を行ってください。

【メモ】

